

令和6年4月4日

令和6年度における市発注工事の前払の特例措置に係る取扱いについて

公共工事の代価の前払をなすことができる範囲を拡大する特例が令和6年度においても継続されることを受け、市発注工事の前払の特例措置に係る取扱いを以下のとおりとします。

1 特例措置の内容

現場管理費（労働災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に前払金を充てることができるものとします。

なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。

2 特例措置の適用対象

特例措置の適用対象となる前払金は、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものとします。（既に請負契約を締結している工事についても対象とします。）

3 特例措置の適用手続きに必要な変更契約

特例措置の適用を希望する場合は、別紙の「建設工事変更請負契約書」を提出してください。

※中間前払金及び設計等業務委託に関する前払金については本特例措置の対象外です。

問い合わせ先
総務課 管財係
TEL：0768-82-7761
FAX：0768-82-5685